

議員提出議案第 1 号

沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 27 日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴 殿

提出者	座 波	一
	山 内	末 子
	仲宗根	悟
	上 原	章
	渡久地	修
	当 山	勝 利
	當 間	盛 夫

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって行うものとされたことから、所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「以下」を「次条において」に、「領収書等」を「証拠書類の写し等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法による提出）

第10条の2 前条に規定する収支報告書及び証拠書類の写し等（以下「収支報告書等」という。）の提出については、書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により収支報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。